

丸亀市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した指定
管理者監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成24年1月4日

丸亀市監査委員 三 谷 英 昭

丸亀市監査委員 山 本 直 久

監査対象団体 公益財団法人 丸亀市福祉事業団

- 1 監査の種類 指定管理者監査
- 2 監査対象 平成 22 年度に支出した丸亀市駐車場、丸亀市生涯学習センター、飯山総合学習センターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 23 年 8 月 3 日から 8 月 23 日
- 4 監査執行日 平成 23 年 8 月 24 日
- 5 指定管理委託料の概要

名 称	指定管理委託料	所管課
丸亀市駐車場指定管理委託料	56,778,000 円	都市整備部 都市計画課
丸亀市生涯学習センター指定管理委託料	59,555,000 円	生活環境部 地域振興課
飯山総合学習センター指定管理委託料	21,780,000 円	
合 計	138,113,000 円	

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

地域文化、社会教育並びに福祉を総合的に振興することにより、魅力ある地域社会創造のための社会基盤の整備を推進し、もって真に豊かさの実感できる地域社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 事業

公益目的事業

- ア 地域文化の振興、創造及び発信
- イ 社会教育の推進
- ウ 児童の健全な育成
- エ 地域文化及び社会教育の活動拠点の開発及び運営
- オ 道路交通の円滑化及び商業の振興
- カ その他公益目的を達成するために必要な事業

その他の事業

- ア 競艇場における食堂及び売店の経営事業
- イ 労働者派遣事業
- ウ 古物営業の事業
- エ その他前各号に定める事業に関連する事業

(3) 事務所の所在地

丸亀市大手町二丁目 1 番 20 号 丸亀市生涯学習センター内

(4) 会議

理事会、評議員会、委員会

(5) 役員

理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 3 名以上 6 名以内（うち理事長、副理事長、常務理事を含む）、監事 2 名以内

7 監査方法

大手町第一駐車場他 6 駐車場及び丸亀市生涯学習センター、飯山総合学習センターの指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

改善すべき事項

各業務委託契約において、翌年度にまたがる自動更新契約が多く見受けられるが、地方自治法第 232 条の 3 で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定められていることから、翌年度予算の裏づけのない自動更新契約はできないものであり、このような場合は債務負担行為による契約とするか、市の規程に準じ長期継続契約できるものは長期継続契約とすること。

丸亀市駐車場の管理運営に関する協定書第 13 条において、「乙は、毎月の使用料の徴収を行い、月 2 回、上期分は当該月の 25 日まで、下期分を翌月 10 日までに、丸亀市指定金融機関又は丸亀市収納代理金融機関に払い込まなければならない。」と規定されているが、遅れて払い込むことが多いので期限内に振り込むようにすること。

業務委託等の随意契約において、施行決定決裁のないものが多数みられた。施行決定は承認された執行計画の範囲内で事業の施行を決定するものであり、事業を適切、効率的に行うためには支出負担行為の前の内部意思決定は重要であるので、起案書による施行決定を行うこと。

また、見積書を徴して随意契約をする場合は、基本的にその金額で決定するのなら、見積要記に決裁権者の決定印を押印すること。

生涯学習センターで 25,200 円の戻入があるが、当初の支出額と戻入額を相殺しているため歳出日計表に戻入額が計上されていない不備が見受けられたので、金額の相殺はせず、経費の流れを明確にしておくこと。

検討すべき事項（意見）

生涯学習センターの雑入の通帳に図書購入費 5 万円が入金されているが、市

が寄附を受けて図書を選定のみを福祉事業団に依頼しているのであれば、市の歳入として予算化し、支払いも市がすべきであり、福祉事業団で寄附を受けるのであれば、福祉事業団で予算化するなど現状に合った取扱いとしていただきたい。

監査対象団体 財団法人 丸亀市体育協会

- 1 監査の種類 指定管理者監査
- 2 監査対象 平成 22 年度に支出した丸亀市民体育館、丸亀市総合運動公園の指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 23 年 8 月 3 日から 8 月 23 日
- 4 監査執行日 平成 23 年 8 月 24 日
- 5 指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市民体育館、丸亀市総合運動公園指定管理委託料
指定管理委託料	26,974,000 円
所 管 課	生活環境部スポーツ推進課

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

丸亀市における体力づくり活動の振興とスポーツの普及を図り、もって市民の健全な心身の発達に寄与することを目的とする。

(2) 事業

スポーツ、体力づくり活動に関する行事の実施及び協力
スポーツの普及奨励及び助成
スポーツ指導者の養成
スポーツ功労者の表彰
市民体育振興、体育施設及び競技運営に関する調査研究
丸亀市からの委託を受けて行う体育施設の管理運営
その他目的達成に必要な事業

(3) 事務所の所在地

丸亀市金倉町 924 番地の 1 丸亀市民体育館内

(4) 加盟団体

市を単位とする種目別競技団体及び小学校区を単位とする地域体育団体並びに市を単位とする社会体育団体

(5) 会議

理事会、評議員会、専門部会

(6) 役員

会長 1 名、副会長若干名、常務理事 1 名、理事 10 名以上 15 名以内(うち会長、副会長、常務理事を含む)、監事 2 名

7 監査方法

丸亀市民体育館及び丸亀市総合運動公園指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は目的に沿って行われているかなどに主眼

を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

改善すべき事項

丸亀市民体育館・丸亀市総合運動公園の管理に関する協定書第 16 条では、事業計画書等の提出として次年度の事業計画、収支予算書等の作成及び提出することとなっているが、体育協会の予算差引簿は体育施設管理運営事業特別会計として全体の予算差引簿としている。各指定管理施設ごとの予算差引簿を作成し、全体を積み上げるようにすること。

特殊建築物等定期報告書作成業務委託の入札において、2 回実施し不調となっているにも係らず、2 回目の最低価格入札者から再度入札書を徴して決定している。市の規定を準用するのであれば、この場合の入札は不調とし、後日、不落随意契約の決裁を得てから最低価格入札者から見積書を徴して随意契約を締結すること。

施設利用料の還付事務について、雨天のため施設を利用できなかったときなど、現金受入票により還付額と次回使用利用料とを相殺して返金している例が見られた。丸亀市体育施設設置条例施行規則第 9 条第 2 項において「条例第 10 条ただし書きの規定により、使用料の還付を受けようとする者は、体育施設使用料還付請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。」と規定されているので、利用者の還付請求書に基づき還付事務を行うこと。

支出票に請求書が添付されないものが見受けられるが、請求書が添付できない場合は責任の所在を明らかにするために支出要求により支出し、支出要求者が責任をもって支払いし、支出票の裏面に領収書を添付すること。

検討すべき事項（意見）

財団法人丸亀市体育協会処務規程の中で決裁権限等は明記されているが、内容としては不十分であると思われるので、会計規程及び細則等の整備を図り、事務処理を効率的かつ明確にするよう検討していただきたい。